

# 図解でわかる！ M&A 会計 日本基準とIFRS

## 第1回 日本基準とIFRS 総論

あらた監査法人 プライベート・エクイティ・サービス

あらた監査法人 ナレッジ・マネージメント

PwC アドバイザリー株式会社 ディールアドバイザリー

はじめに

リーマンの破綻以来、世界中で不景気の嵐が吹き荒れています。生き残りをかけた企業が世界中で買収や合併を続けることに変化はなく、これからさらに増加していくように思えます。こうした中で、国際会計基準審議会 (IASB) は、2008 年 1 月に、国際財務報告基準 (IFRS) 第 3 号「企業結合」の改訂基準および国際会計基準 (IAS) 第 27 号「連結及び個別財務諸表」の改訂基準をそれぞれ公表しました (以下まとめて「改訂 IFRS 基準」とする)。改訂 IFRS 基準は、2009 年 7 月 1 日以降の IFRS 適用会社の年次財務諸表における企業結合に対して強制適用されます。この改訂により、IFRS と米国会計基準との間で、一部の相違は残るものの、ほとんどの点において同様の規定となりました。

日本基準も IFRS に追いつくべくコンバージェンスを進めていますが、2008 年 12 月に ASBJ から公表された「企業結合に係わる会計基準」および「企業結合会計基準及び事業分離会計基準に関する適用指針」ならびに同時に改正されたその他の基準等 (以下「改訂日本基準」とする。) においては、改訂 IFRS 基準に完全においつくことはなく、約半分くらいの論点が改正されることになりました (図表 1 参照。)

【図表1】 日本基準 vsIFRS 新旧比較

項目	日本基準		IFRS	
	改正前	改正後	改正前	改正後
パーチェス法	一定の要件のもとに持分プーリング法も可	パーチェス法のみ	パーチェス法 (取得法) のみ	
のれんの償却	定期的に償却 (減損あり)		償却しない (減損のみ)	
負ののれん	定期的に償却	P/L 一括処理	P/L 一括処理	
のれん—少数株主	計上しない		計上しない	計上する (選択)
段階取得損益	計上しない	計上する	計上しない	計上する
無形固定資産	認識できる	認識する	認識する	
取得コスト	資産計上		資産計上	費用計上

今回から数回に分けて M&A に関する日本基準の変更点と IFRS の変更点にスポットを当てて解説していきます。

#### 今後の予定

- |                                      |
|--------------------------------------|
| 第 1 回: M&A 会計 日本基準と IFRS 概論          |
| 第 2 回: 支配の概念、取得法の適用                  |
| 第 3 回: 取得企業の識別、取得日の決定                |
| 第 4 回: のれんの会計処理                      |
| 第 5 回: 無形資産の認識                       |
| 第 6 回: 取引費用、引渡対価の決定                  |
| 第 7 回: 識別可能資産および負債の認識と測定             |
| 第 8 回: 従前に取得した持分、当初後の認識と測定、非支配持分の測定等 |

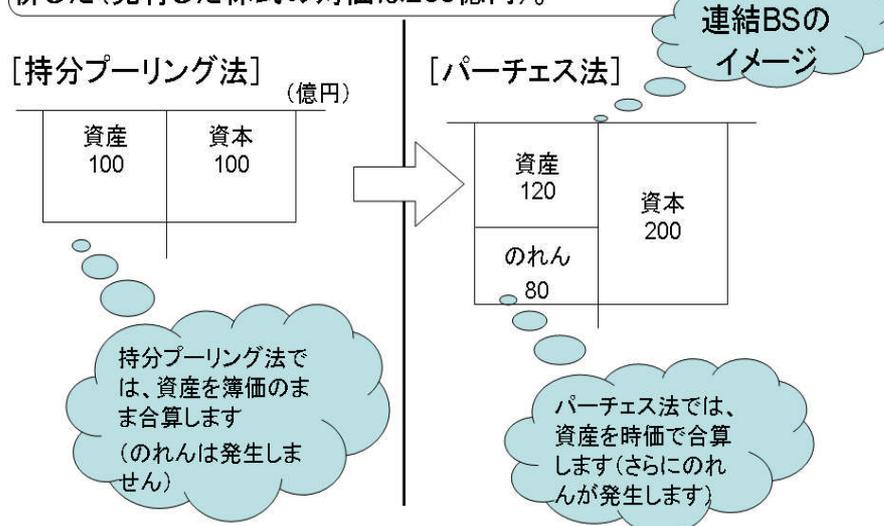
#### 1. 持分プーリング法とパーチェス法(取得法)

改訂日本基準が公表される前は、2つの会社の規模等がほぼ対等であれば、依然として持分プーリング法(原則として両者の貸借対照表を簿価のまま足しあげる)を使って会計処理することができました。改訂日本基準のもとでは、取得会社と被取得会社を明らかにし、被取得会社の資産、負債についてはすべて時価で評価して貸借対照表を取り込むパーチェス法のみが用いられることになりました。

IFRS では、IFRS3 の改正前からパーチェス法(取得法)のみが認められてきました(図表 2)。

#### 【図表 2】 持分プーリング vs パーチェス法

(例) 資産の帳簿価額が100億円、公正価値が120億円の会社と合併した(発行した株式の対価は200億円)。



## 2. のれんの会計処理

企業が M&A を実施する際に、財務上一番大きな論点となるのは、「のれんの金額がいくらになり、その後の償却がいくらになるか？」ということだと思います。読者の方もよくご存知のとおり、IFRS や米国基準では「のれん」の償却は要求されていませんが、日本では一定期間にわたる定額による償却が要求されています。2008 年 12 月の改正では、「のれん」の償却については、いままでどおり定期償却が要求されています。

しかしながら、改訂前の日本基準において「負ののれん」については、今まで「正ののれん」と同様に定額償却が要求されていましたが、今回の改正により、一括して損益に計上するようになりました。IFRS においては、当該「負ののれん」の処理は、基準改定前より、資産、負債の評価を見直した後に、それでも残った負ののれんは一時に損益として計上するよう要求されています。

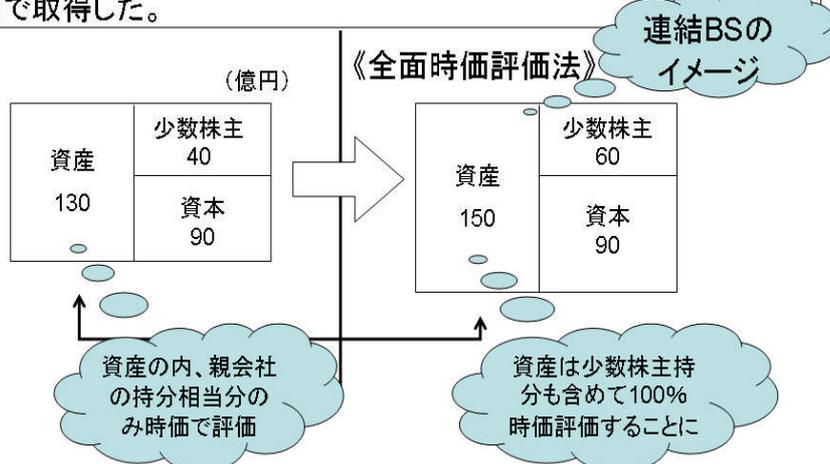
さらに改訂 IFRS 基準においては、少数株主持分に対応する「のれん」についても、選択適用ですが計上することが求められるようになりました。

## 3. 少数株主持分の評価

改正前の日本基準においては、取得された資産、負債の時価評価については、①被取得会社のすべての資産、負債を時価評価する方法（「全面時価評価法」）と②取得者の持分に対応する部分のみ時価で評価する方法（「部分時価評価法」）の双方が認められていました。今回の改訂により「全面時価評価法」のみが認められるようになりました（図表 3 参照）。

【図表 3】 全面時価評価法と部分時価評価法

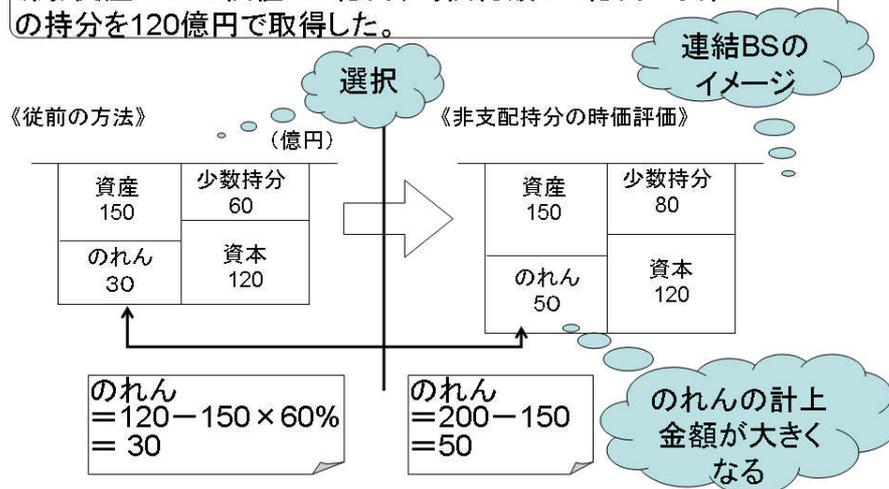
(例) 資産の時価100億円、時価150億円の会社の60%の持分を90億円で取得した。



一方、IFRSでは、従前より全面時価評価法のみが認められていました。なお、2で記載したように、選択適用ですがIFRSでは少数株主持分(非支配持分)を取得時の公正価値で計上し、対応する「のれん」についても計上するようになりました(図表4参照)。

【図表4】IFRSによるのれんの計上

(例)資産の公正価値150億円、時価総額200億円の会社の60%の持分を120億円で取得した。

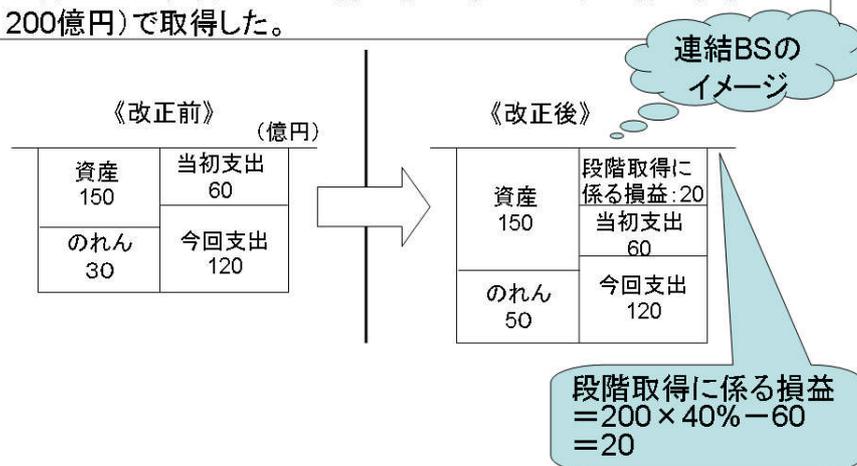


#### 4. 段階取得に係わる会計処理

改訂IFRS基準では、支配を獲得した時に、いままで所有していた持分を一度公正価値で評価しなおして、損益を計上するようになりました。それまでは、取得の都度に支払ったコストを累積して、連結上の取得価額としていました。改訂日本基準においても、連結上は同様に持分を増やして支配を獲得するにいたった場合「段階取得に係わる損益」を計上するようになりました(図表5参照)。

【図表5】持分の追加取得の処理

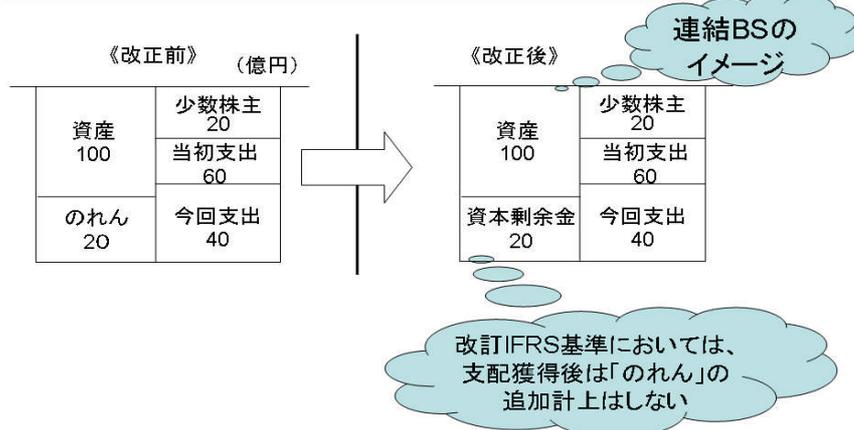
(例)資産の公正価値150億円の会社の持分を40%保有していた(簿価60)が、今回60%の持分を120億円(会社全体の価値は200億円)で取得した。



さらに IFRS においては、支配を獲得した後における持分の増加については、のれんの追加計上は行わず、資本取引として計上されることになりました。改訂日本基準では、上記改正は行われませんでした(図表 6 参照)。

### 【図表 6】 IFRS による持分の追加取得の処理

(例) 資産の公正価値100億円の会社の持分を60%保有していた(簿価60)が、今回20%の持分を40億円で買い増した。



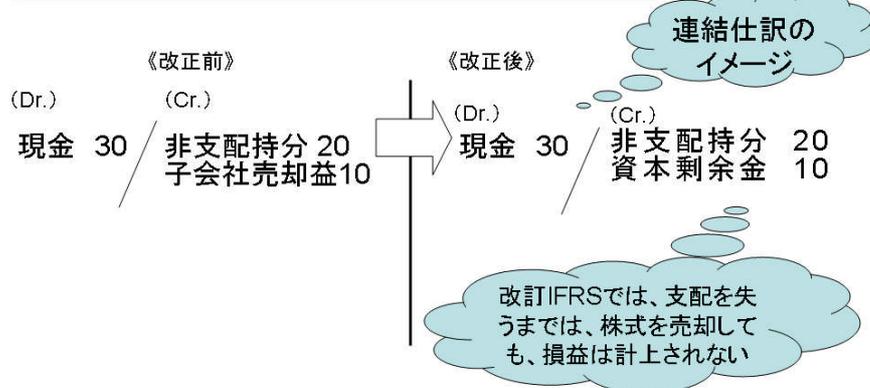
### 5. 持分の減少

改訂 IFRS 基準においては、投資先に対する支配を喪失した時に、損益を計上することとし、支配を獲得したまま持分を減少させても、損益は計上しないことになりました。支配を喪失した時には、新たに投資あるいは持分法投資を獲得したとして、喪失時の公正価値で残存持分を計上することになります(図表 7、図表 8 参照)。

改訂日本基準においては、上記改正は行われませんでした。

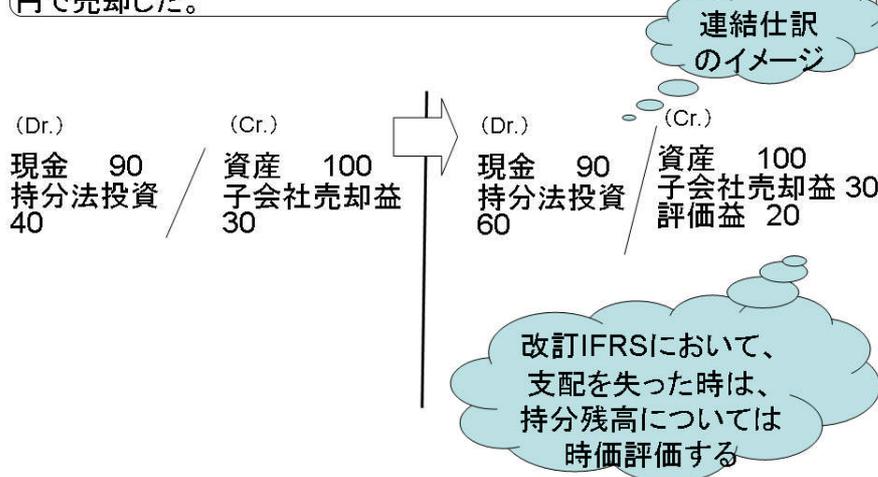
### 【図表 7】 IFRS による持分の減少の処理 ①

100%保有の子会社(連結上の簿価:100億円)の持分20%を30億円で売却した。



【図表 8】 IFRS による持分の減少の処理 ②

100%保有の子会社(連結上の簿価:100億円)の持分60%を90億円で売却した。

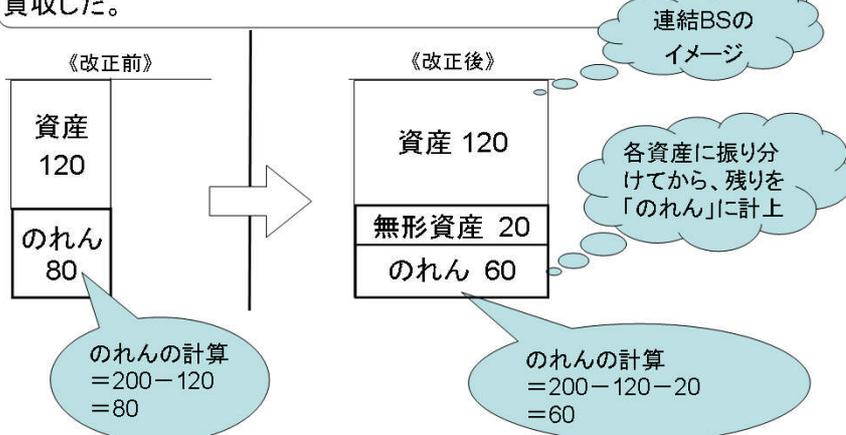


## 6. 無形資産の認識

従来から、IFRS基準において、無形資産は、その識別が可能な場合、すなわち、①無形資産が分離可能な場合、あるいは②契約または法律上の権利により発生する場合には、「のれん」と区別して認識されます。改訂日本基準においては、IFRS基準と同様に、取得した資産の時価と支払った対価の差額をすべて「のれん」として計上するのではなく、「無形資産」として認識すべき項目については、これを必ず計上した後に、残余部分を「のれん」として計上することになりました(図表9参照)。

【図表 9】 のれんと固定資産

(例) 資産の公正価値120億円の会社の100%の持分を200億円で買収した。



## 7. M&A 取得に係わる費用

改訂 IFRS 基準では、取得に関連する費用、たとえば M&A に関連して投資銀行や弁護士等に支払ったアドバイザー手数料は、発生した期間に費用として処理するように要求しています。

これに対して、改訂日本基準においては、M&A に直接要した支出は、取得原価に含まれると規定されているので、支配獲得時に計上される「のれん」の金額に加算されることとなります。

あらた監査法人

プライベート・エクイティ・サービス

国内、国外の PE ファンドに対して、ファンドの監査、日・米・国際会計基準にもとづく会計のアドバイス、スキームの相談、投資先の監査、会計および内部統制に関するアドバイス、IPO に関するアドバイス等を行っています。

あらた監査法人 ナレッジ・マネージメント

法人内における業種別ナレッジ、会計・監査・アドバイスに関するナレッジを収集・共有するために活動しています。

PwC アドバイザリー株式会社

ディールアドバイザリー

PwC グローバルネットワークを活用し、案件の発掘から実行局面での戦略的なデューデリジェンス、バリュエーション、ストラクチャリング、事業計画およびファイナンシャル・モデリング、交渉支援および案件の価値向上を達成するポスト・ディール・サービスを。国内・海外の案件を問わず一貫して提供しております。

この記事は、『週刊 経営財務』2925号(2009年7月6日)にあらた監査法人 プライベート・エクイティ・サービス、あらた監査法人 ナレッジ・マネージメント、PwC アドバイザリー株式会社 ディールアドバイザリーとして掲載したものです。発行所である株式会社税務研究会の許可を得て、あらた監査法人がウェブサイトに掲載しておりますので、他への転載・転用はご遠慮ください。

© (2009) PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

“PricewaterhouseCoopers” refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.

PricewaterhouseCoopers Aarata